

南箕輪村むらづくり委員会（第1回）会議次第

令和2年6月23日（火）

午後7時 役場講堂

<任命辞令交付>

1. 開会

2. 村長あいさつ

3. 自己紹介

4. 説明

(1) むらづくり委員会について

会議資料1

(2) これまでのむらづくり委員会の経過について

会議資料2

5. むらづくり委員会会長の選出

会長

6. 協議事項

① 委員会の運営について

会議資料3

② 第5次総合計画・村創生総合戦略について

会議資料4

③ 村創生総合戦略の検証について

会議資料4

④ 今後のスケジュールについて

会議資料5

⑤ 次回委員会日程

月 日 ()

7. その他

8. 閉会

[illegible]

会議資料 1

むらづくり委員会について

1 委員会の位置づけ

むらづくり委員会は、地方自治法第 202 条の 3 第 1 項に規定する条例で定める執行機関（村長）の附属機関です。

執行権はありません。

2 委員の位置づけ

(1) 村の非常勤職員となります。（法第 202 条の 3 第 2 項）

(2) 委員には報酬を支給します。（報酬額については、6 ページ参照）

《参考》

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）抜粋

第七款 附属機関

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

平成16年9月10日条例第16号

南箕輪村むらづくり委員会条例

(設置)

第1条 南箕輪村の総合的な発展に関する重要事項及び行財政の合理化に関する重要事項について調査審議するため、南箕輪村むらづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 村の総合的な発展に関する重要事項
- (2) 村の行財政の合理化に関する重要事項
- (3) 国土利用計画に関する重要事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第8条 委員会に必要があるときは、幹事をおくことができる。

- 2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(専門委員)

第9条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 南箕輪村計画審議会条例（昭和43年条例第9号）
 - (2) 南箕輪村行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第13号）

附 則（平成19年12月17日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

平成16年12月6日告示第40号

南箕輪村むらづくり委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南箕輪村むらづくり委員会条例（以下「条例」という。）

第10条の規定により、南箕輪村むらづくり委員会の会議（以下「会議」という。）等の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付において住所及び氏名（団体の場合は団体名、代表者名及び人員）を明記し、その指示された席につかなければならない。

(傍聴席に入ることができない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることとはできない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり及び垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者
- (5) その他会長が取締上必要あると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食、喫煙、私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 携帯電話は、電源を切り、使用しないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否の表明をしないこと。
- (5) 写真を撮影し、又は録音しないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人がこの規程に違反し、又は会長の指示に従わない場合は、会長はこれを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第6条 傍聴人は、前各条のほか、係員の指示に従わなければならない。

(部会を設置した場合の準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、条例第7条の規定により部会が置かれた場合に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

南箕輪村むらづくり委員会委員報酬について

委員報酬としてお支払いする額

区 分	時 間 額
会 長	1, 3 0 0 円
委 員	1, 1 0 0 円

＊ 1時間を超えたら、30分単位で計算します。

加算される車賃

久保往復（6.4㎞）	2 4 0 円	神子柴原往復（9.0㎞）	3 4 0 円
中込往復（4.6㎞）	1 8 0 円	沢尻往復（10.6㎞）	4 0 0 円
塩ノ井往復（4.2㎞）	1 6 0 円	南原往復（12.6㎞）	4 7 0 円
北殿往復（1.4㎞）	6 0 円	大芝往復（5.8㎞）	2 2 0 円
南殿往復（0.7㎞）	3 0 円	大泉往復（4.2㎞）	1 6 0 円
田畑往復（2.8㎞）	1 1 0 円	北原往復（7.2㎞）	2 7 0 円
神子柴往復（3.8㎞）	1 5 0 円		

・ 計算基礎は各区公民館・コミュニティセンター等からの距離

＊お支払いは、従来、口座振込みとさせていただきます。

＊別紙の「賃金・手当等振込依頼書」を次回会議に提出してください。

なお、既に別の村の委員会等で提出済の方は「個人番号」の記入は不要です。

会議資料2

これまでのむらづくり委員会の経過について

平成15～16年に行われた合併論議の末、自立のむらづくりを推進していくため、第4次総合計画策定は、村がむらづくり委員会に素案の取りまとめを諮問し、答申された素案を基に策定しました。

■第1期むらづくり委員会

第1期むらづくり委員会は、平成16年11月に南箕輪村むらづくり委員会条例に基づき、南箕輪村第4次総合計画として基本構想（平成18年度～平成27年度の10年間）と前期基本計画（平成18年度～平成22年度の5年間）の策定にあたり、住民の代表や見識者からなる55名を委員として組織されました。

この第1期むらづくり委員会では、「村民と行政の協働による計画づくり」、「時代の変化に的確に対応できる計画づくり」、「前計画の達成状況と課題を踏まえた計画づくり」の3項目を計画作成の方針として掲げ、審議にあたっては、全体会議及び5部会での部会検討会、多くの村民から意見をいただくため、各地区懇談会等を開催するなど約2年間、会議を行い素案としてまとめ答申をいただきました。

村では、村議会の議決後、村の最上位の計画として平成19年3月に南箕輪村第4次総合計画が制定され、以降はこの計画に基づき行政運営が行われてきました。

■第2期むらづくり委員会

第2期むらづくり委員会は、第4次総合計画（基本計画）に掲げられた「現状を踏まえた課題」、「施策の目標達成」等の実現に向け、後期基本計画（平成23年度～平成27年度の5年間）の検討等を行うため、平成20年5月に30名により組織されました。

村から諮問された検討事項は、「新たなコミュニティ組織づくりの検討」、「事務事業の外部評価実施及び事務事業の見直し」、「第4次総合計画前期基本計画の検証と後期基本計画の検討」の3項目でした。

第2期むらづくり委員会では、この3項目を検討するため委員会を3部会に分け、約3年をかけそれぞれの課題について検討し、結果を答申書（最終）として提出されました。

■第3期むらづくり委員会

第3期むらづくり委員会は、平成27年度までの計画で策定された第4次総合計画に代わり、新たに第5次総合計画策定の検討を行うため、平成25年9月に23名によ

り組織されました。平成25年度から平成27年度にかけてむらづくり委員会を開催し、「南箕輪村第5次総合計画基本構想」及び「南箕輪村第5次総合計画前期基本計画」の検討を実施しました。

平成27年度には「南箕輪村人口ビジョン」及び「南箕輪村創生総合戦略」、「国土利用計画（南箕輪村計画）」の検討、平成28年度には「地方創生関連交付金事業の検証」を実施しました。

このうち、「南箕輪村創生総合戦略」及び「地方創生関連交付金事業の検証」については、むらづくり委員に加え、専門委員を任命し審議していただきました。

■第4期むらづくり委員会

第4期むらづくり委員会は、人口東京一極集中是正のための計画である村創生総合戦略の検証及び第5次総合計画（基本計画）に掲げた基本理念、村の将来像実現に向け策定する後期基本計画（令和3年度～令和7年度）の検討等を行うため、平成29年5月に29名により組織されました。村創生総合戦略は、毎年村創生総合戦略に基づき国の地方創生交付金事業に採択され実施した事業の検証及び村創生総合戦略に掲げた数値目標の達成状況の確認等により検証を実施しました。

令和元年度には、住民アンケートを実施し、住民が感じていることや求めていることを踏まえ、第5次総合計画前期基本計画（平成28年度～令和2年度）の検証を実施しました。後期基本計画については、令和2年10月に計画案を答申する予定であるため、第4期では、前期基本計画を検証し、委員会で出された意見をまとめ、後期基本計画を策定する上での引継ぎ事項（中間報告）として村長へ提出しました。

会議資料 3

委員会の運営について（案）

- 1 会議は、夜間開催を原則とします。時間は午後7時（または7時30分）に開会し、最大で2時間とします。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り簡潔にかつ効率よく運営し、時間より早めに終了できるよう心がけることとします。
- 2 部会を設置する場合、部会の構成については、各委員の希望を聞く中で会長が指名いたします。
- 3 部会設置後は、会長、会長代理、部会長による運営委員会を必要に応じ開催し、調整しながら運営します。
- 4 会議の回数は、部会も含め月1～2回程度とします。
- 5 会議の資料は、必要に応じ事前に委員に送付することとします。
- 6 会議は、原則公開とします。また、会議の内容は、村のホームページへの掲示、村報への掲載などにより積極的に公開します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、運営方法を変更する場合があります。その際は、会長と協議し変更していきます。

南箕輪村第5次総合計画とは

総合計画は、本村におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。

- 本村の行財政運営の指針
- むらづくりのための行動指針
- 進行管理のものさし

これまでの村総合計画策定の経緯

構想策定回数	策定年	策定時人口（人）	計 画 名	構想目標年次	目標人口（人）	将 来 像	備 考
1	昭和45年 (1970年)	6, 503（S44）	南箕輪村総合計画書	昭和54年 (1979年)	10, 000	—	計画審議会
2	昭和50年 (1975年)	7, 664（S50）	南箕輪村総合計画書	昭和60年 (1985年)	11, 000	—	
基本計画 見直し	昭和58年 (1983年)	9, 190（S57）	南箕輪村短期総合計画	昭和70年 (1995年)	12, 500	村民すべてが文化的で豊かな明るい生活を営むことができる”自然の中に発展への息吹が広がり文化の香る村” 南箕輪	基本計画のみ
3	昭和60年 (1985年)	9, 822（S59）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村総合計画書	昭和80年 (2005年)	14, 500	新しい産業と文化で築こう、 平和な緑の南箕輪	
基本計画 見直し	平成2年 (1990年)	10, 557（H元）	21世紀を展望したこれからのむらづくり 南箕輪村第二次総合計画書	↓	↓	↓	
4	平成8年 (1996年)	12, 098（H7）	南箕輪村第3次総合計画	平成17年 (2005年)	14, 500	健やかに伸びる緑の郷土・みなみみのわ 自然と共生した、快適で平和な生活 豊かな文化 活力ある産業	
基本計画 見直し	平成13年 (2001年)	12, 943（H12）	↓	↓	↓	↓	
5	平成17年 (2005年)	14, 147（H16）	南箕輪村第4次総合計画	平成27年 (2015年)	14, 700	みんなで創ろう 住みよい南箕輪 ～人・自然・協働～	むらづくり委員会
基本計画 見直し	平成23年 (2011年)	14, 602（H22）	↓	↓	↓	↓	
6	平成27年 (2015年)	14, 988（H26）	南箕輪村第5次総合計画	平成37年 (2025年)	15, 500	いつまでも あふれる緑 笑い声 ～みんなの笑顔、輝く自然、安全・安心の村 南箕輪～	
基本計画 見直し	令和2年 (2020年)	15, 463（R1）	↓	↓	↓	↓	

南箕輪村創生総合戦略とは

村創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本村における人口の減少に転じる時期を遅延させることと、これに伴うむらづくりの活性化、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指すために取り組む計画です。

- 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織
- 「政策5原則」を踏まえた施策の推進
- 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

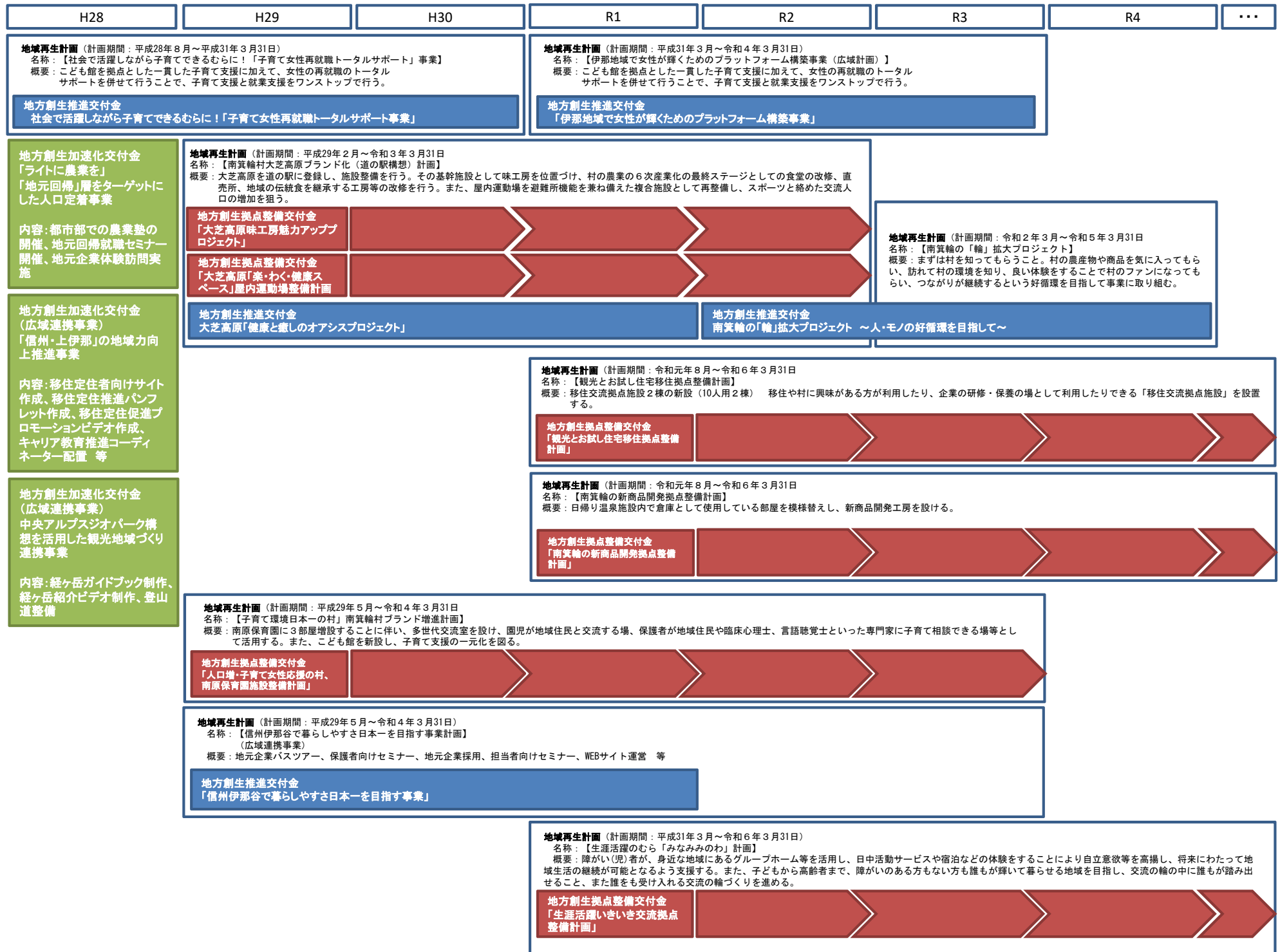
これまでの村創生総合戦略の経緯

構想策定回数	策定年	策定時人口（人）	計 画 名	構想目標年次	人口ビジョン 目標人口（人）	内容	備 考
1	平成27年 (2015年)	15, 058（H27）	南箕輪村創生総合戦略	平成31年 (2019年)	15, 700 (2040年)	立地特性を生かした職住近接のむらづくり 若者定住と郷土愛の醸成による帰って来たいむらづくり 安心して子どもを産み育てることのできるむらづくり 誰もが安心して暮らし続けられるむらづくり	むらづくり委員会
改訂	↓	15, 169（H28）	南箕輪村創生総合戦略（第2版）	↓	↓	↓	
改訂	平成29年 (2017年)	15, 330（H29）	南箕輪村創生総合戦略（第2.1版）	↓	↓	↓	
改訂	令和元年 (2019年)	15, 463（H31）	南箕輪村創生総合戦略（第3.0版）	令和2年 (2020年)	↓	↓	

2	令和2年 (2020年)	↓	第2期南箕輪村創生総合戦略 【第5次総合計画に溶け込み】	令和7年 (2025年)	改訂	改訂予定	↓
---	-----------------	---	---------------------------------	-----------------	----	------	---

南箕輪村創生総合戦略に基づく交付金事業

具体的な取り組み



会議資料5

年度	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	
地方創生関連 交付金の検証	↔ ・令和元年度推進交付金事業 ・拠点整備交付金事業				↔ ・令和2年度推進交付金事業 ・拠点整備交付金事業				↔ ・令和3年度推進交付金事業 ・拠点整備交付金事業				任期終了	↔ ・令和4年度推進交付金事業 ・拠点整備交付金事業		
村第5次総合計 画後期基本計 画素案に対する 協議	↔ 第5次総合計画後期基本計 画素案に対する協議													↔ 第6次総合計画の策 定に向けた検討		
村創生総合戦 略の検証	↔ 村創生総合戦略の検 証				↔ 村創生総合戦略の検 証				↔ 村創生総合戦略の検 証					↔ 村創生総合戦略の 検証		

1. 主な協議事項

- ・村第5次総合計画後期基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）案に対する協議
- ・村創生総合戦略に基づき実施した事業の効果検証
（地方創生推進交付金事業、地方創生拠点整備交付金事業）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュールを変更する可能性があります。